

# 野洲市こども計画基礎調査業務 仕様書

## 1. 業務名

野洲市こども計画基礎調査業務

## 2. 目的

こども基本法に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、野洲市こども計画を策定するに当たり、市民ニーズを把握するための基礎調査を実施する。

## 3. 経緯等

こども基本法に基づき、こども施策を市全体で総合的かつ強力に推進するため、『野洲市こども計画（計画期間：令和9年～令和11年）』の策定を目指して、令和7年度から作成に着手する。

こども施策の策定等に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが法で義務付けられ、特に、意見聴取に当たっては、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要とされていること等から、高い専門知識、豊富な経験を有する事業者に委託し、市民ニーズの把握のための調査及び調査結果の分析を行う。

また、こども計画の策定に当たっては、以下の関連する計画等を包含し、一体的に策定することを予定している。

（関係計画等）

- ・ 少子化社会対策基本法第4条に規定する施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第5条に基づく計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく「自立促進計画」

## 4. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 5. 業務内容

本仕様書に定める業務内容については、本市が委託する当該業務の契約者を選定することを目的とし現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その契約候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合は、本仕様書に追加記載し、契約書の仕様書とするとともに、その提案を誠実に実行するほか、国の通知等に基づき計画に記載すべき事項が生じた際は当該通知等に準じて対応するものとする。その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、委託者と別途協議するものとし、業務上必要と認められる場合は、本仕様書に記載されていない事項であっても、適宜実施していくこととする。

① 現状把握及び課題整理

本市が実施している子ども・子育て支援事業計画（以下「現計画」という）に基づく事業、その他関連施策の現状を把握し、課題の整理を行う。

② アンケート調査の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、結果を報告書及び子育て支援会議（⑤※参照）資料として使用できるように取りまとめる。

※アンケート調査における基本方針

- ・ 調査項目については、前項で整理した課題を明確化できるように、専門的知識に基づいた設計をすること。
- ・ 計画の進行管理を見据え、成果指標となり得る調査項目も盛り込むこと。
- ・ 国の指針や施策の動向に基づくとともに、他市の調査方針・調査票様式等を参考にすること。また、野洲市子育て支援会議及び庁内関係部署の意見を踏まえ、調査票案に修正、追加等を行うこと。
- ・ 回収率の向上を図るための方策を講ずるとともに、オンラインでの回答ができるようにフォームを整備すること。

※調査対象者及び調査数

調査対象者及び調査数は、次表のとおり。

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 調査対象・配布数 | ① 小学5年生・中学校2年生・高校2年生 本人 900人  |
|          | ② 0歳～18歳までのこどもの保護者 900人       |
|          | ③ 野洲市内に居住する20歳から39歳の若者 1,000人 |

③ ワークショップ、ヒアリングの実施

こども、若者を対象とするワークショップ及びヒアリングを各1回実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行う。

④ 調査結果の分析と課題の整理

アンケート調査及びワークショップ、ヒアリング結果の分析を行う。分析に当たっては、クロス集計や他の既存調査との比較等を行った上で、改めて野洲市の子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を整理する。

⑤ 会議の運営支援

野洲市の子育て支援会議（年3回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成を行う。

※子育て支援会議…子ども・子育て支援法第72条第1項に定める審議会その他の合議制の機関。所掌事務は、教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画に関する調査審議、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議。

## 6. 成果品

- ・ アンケート調査報告書（A4判、100頁程度）：ファイル、データー式
- ・ アンケート調査票
- ・ 子育て支援会議の会議資料、議事要旨
- ・ 打ち合わせ記録
- ・ その他委託者より指示のあったもの

## 7. その他

- （1）仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- （2）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- （3）成果品にかかる所有権、著作権は野洲市に帰属する。

以上